

○大隅肝属広域事務組合公告式条例

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合条例第7号

肝属地区一般廃棄物処理組合公告式条例（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合条例第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項及び第5項の規定に基づき、条例、規則等の公布等に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例の公布）

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、次の掲示場に掲示して行う。

鹿屋市共栄町20番1号 鹿屋市役所掲示場

垂水市上町114番地 垂水市役所掲示場

肝属郡東串良町川西1543番地 東串良町役場掲示場

肝属郡錦江町城元963番地 錦江町役場掲示場

肝属郡南大隅町根占川北226番地 南大隅町役場掲示場

肝属郡肝付町新富98番地 肝付町役場掲示場

（規則の公布）

第3条 前条の規定は、規則の公布にこれを準用する。

（規程の公表）

第4条 管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、規程の公表にこれを準用する。

（その他の規則等の公布等）

第5条 第2条の規定は、議会その他組合の機関の定める規則で公表を要するものについてこれを準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名又は当該機関の代表者名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関印又は当該機関の代表者印」と読み替えるものとする。

（規則等の施行期日）

第6条 規則若しくは規程又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。